

平成25年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成25年11月

北本市

平成 25 年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例（平成 18 年 7 月 1 日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、平成 24 年度における第三次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

目 次

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の比率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等感	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第三次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	10
2 男女共同参画への配慮	12
(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック	12
3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況	12
(1) 評価	12
(2) 事業実施状況	15
1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	
2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり	
3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	
4 基本的人権を尊重する体制づくり	
5 計画の推進	

資 料	39
-----	----

第 1 部 北本市の男女共同参画の推進状況

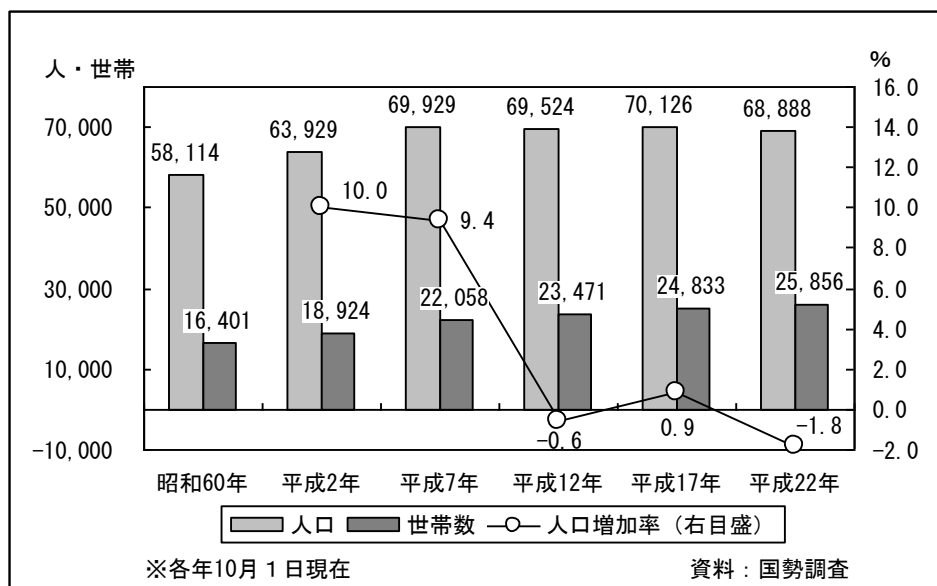
1 社会環境の状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、平成22年10月1日現在の北本市の人口は68,888人、世帯数は25,856世帯で、一世帯あたりの人員は2.6人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、平成12年からは微増減を繰り返し、7万人前後で推移しています。

本市の人口・世帯数の推移

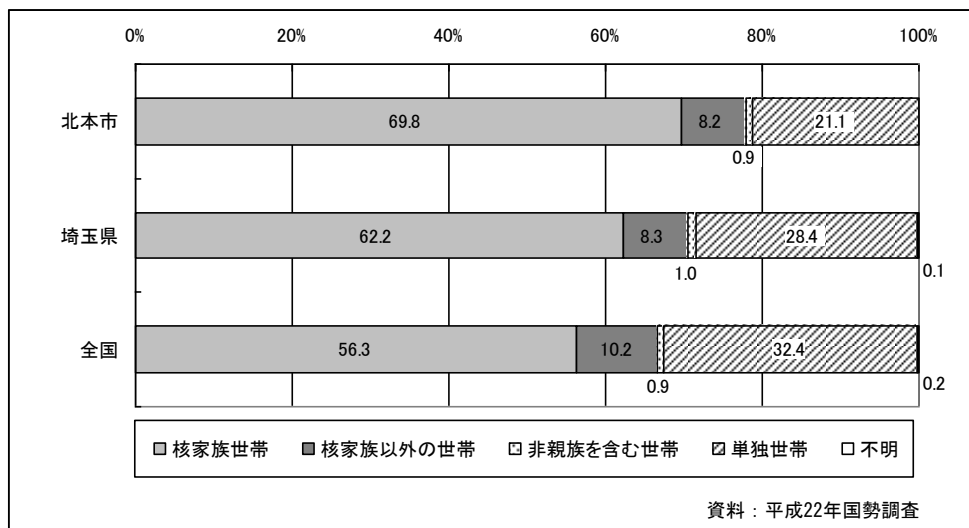


(2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が 69.8%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は 21.1%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（平成22年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、「父子世帯」、「母子世帯」とも比率は横ばいまたは微増しており、世帯数では増加傾向にあります。

本市の一般世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計	
		平成22年	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421	66
	平成22年	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
平成17年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819	
	平成17年	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成12年	世帯数	17,161	2,458	79	3,756	259	53	23,454	
	平成12年	構成比 (%)	73.2	10.5	0.3	16.0	1.1	0.2	100.0

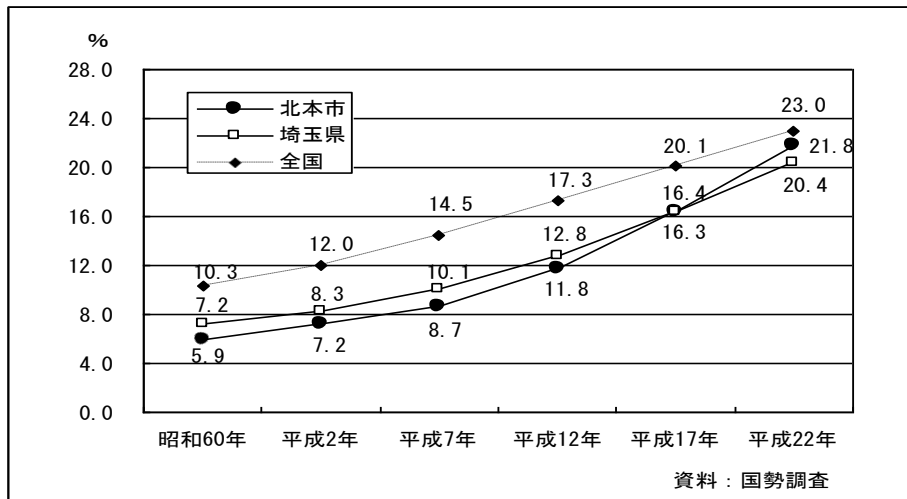
※一般世帯数・・・世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

※非親族世帯・・・2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

(3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。

高齢化率の推移

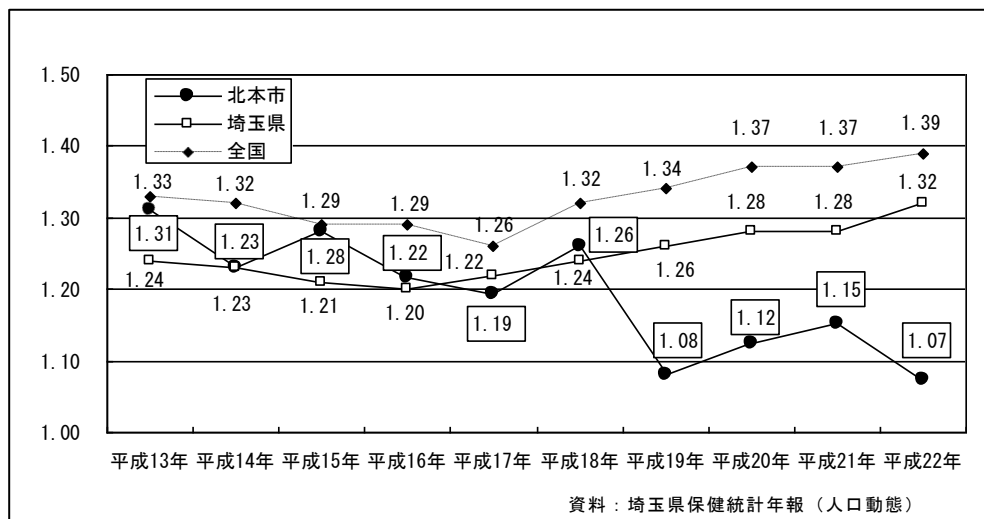


※高齢化率・・・65歳以上の人口が全人口に占める割合

(4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

全国的にはここ数年出生率は上昇していますが、出生数は減少しており、少子化が進んでいます。本市は、全国の出生率よりも低くなっています。

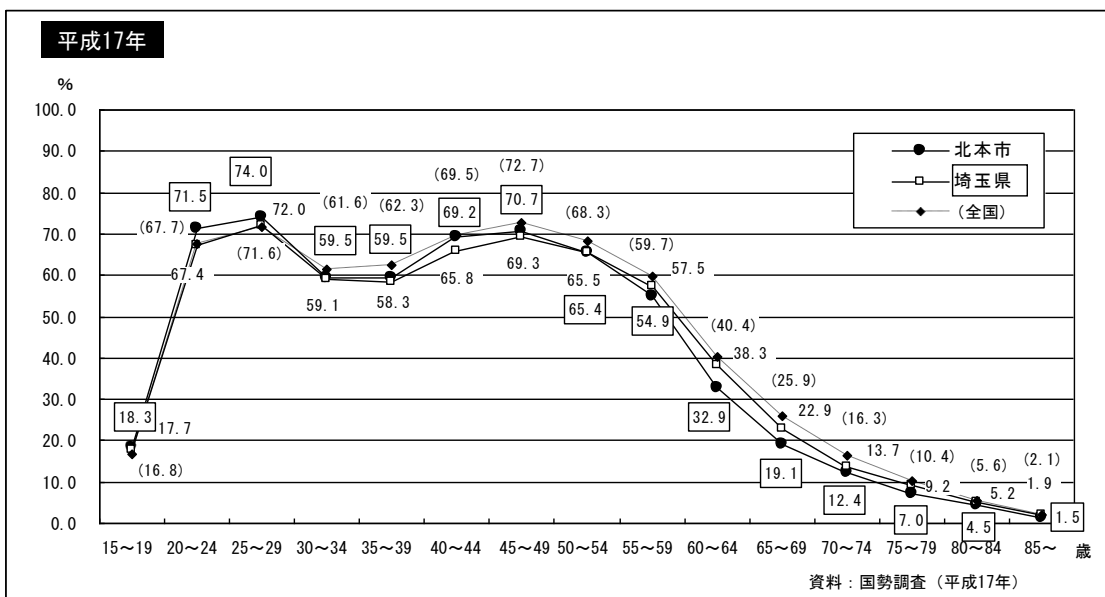
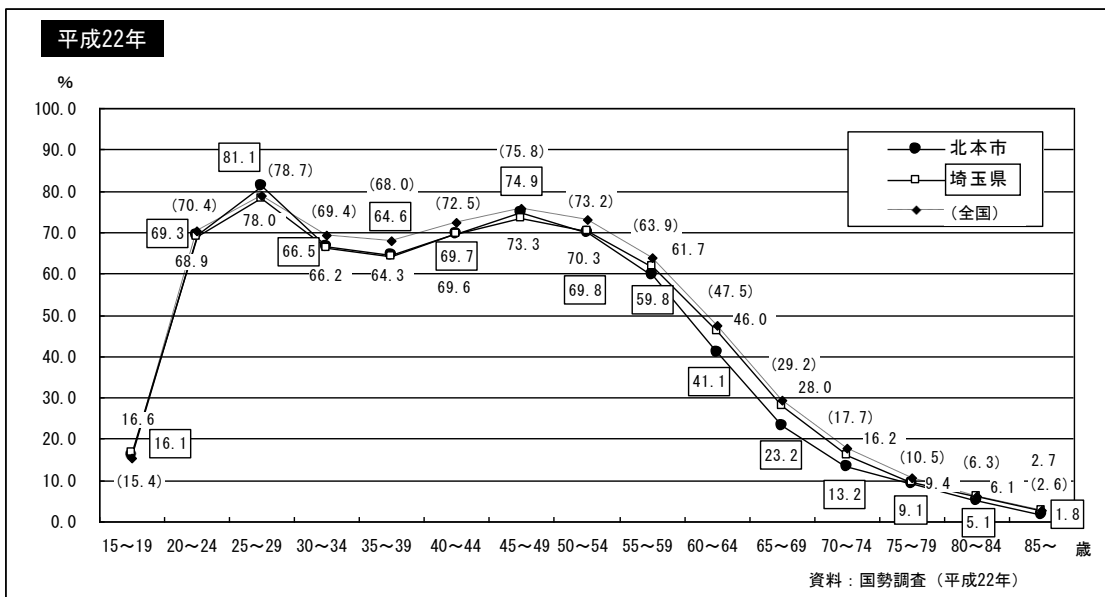


(5) 女性の年齢別労働力率

日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代の年代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の場合をみると、平成22年の30～34歳の女性の労働力率は66.2%、35～39歳の労働力率は64.3%となっており、埼玉県と同程度となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成17年より平成22年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率



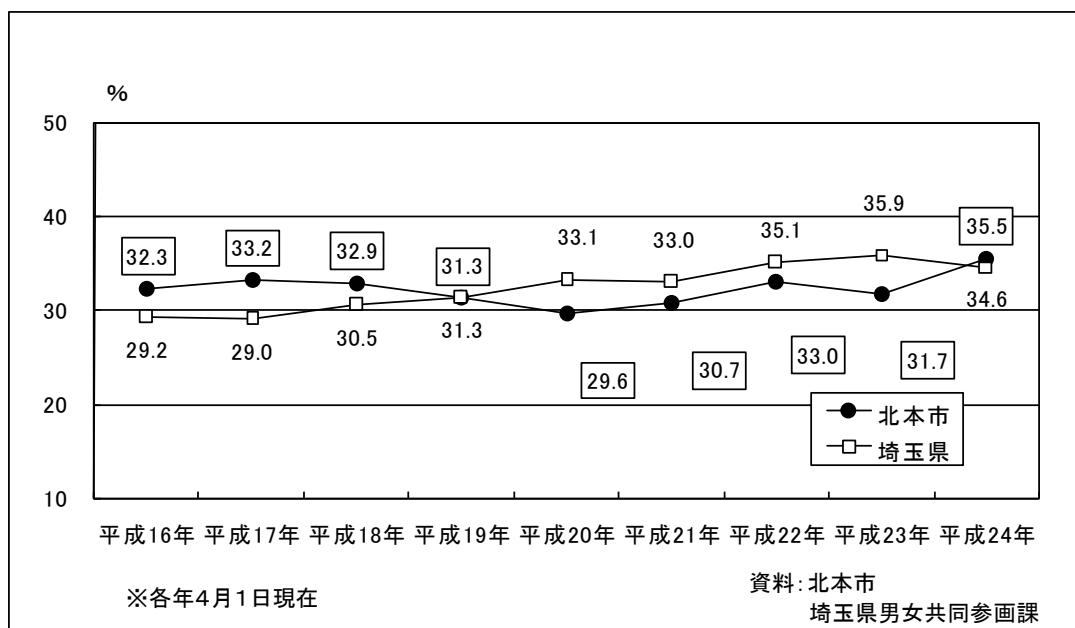
(6) 審議会等の委員における女性の比率

政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成13年に30%を達成しました。平成20年には30%を下回ったものの、平成21年には再び30%台に戻り、平成23年には31.7%、平成24年には35.5%となっています。

審議会等の委員における女性比率推移



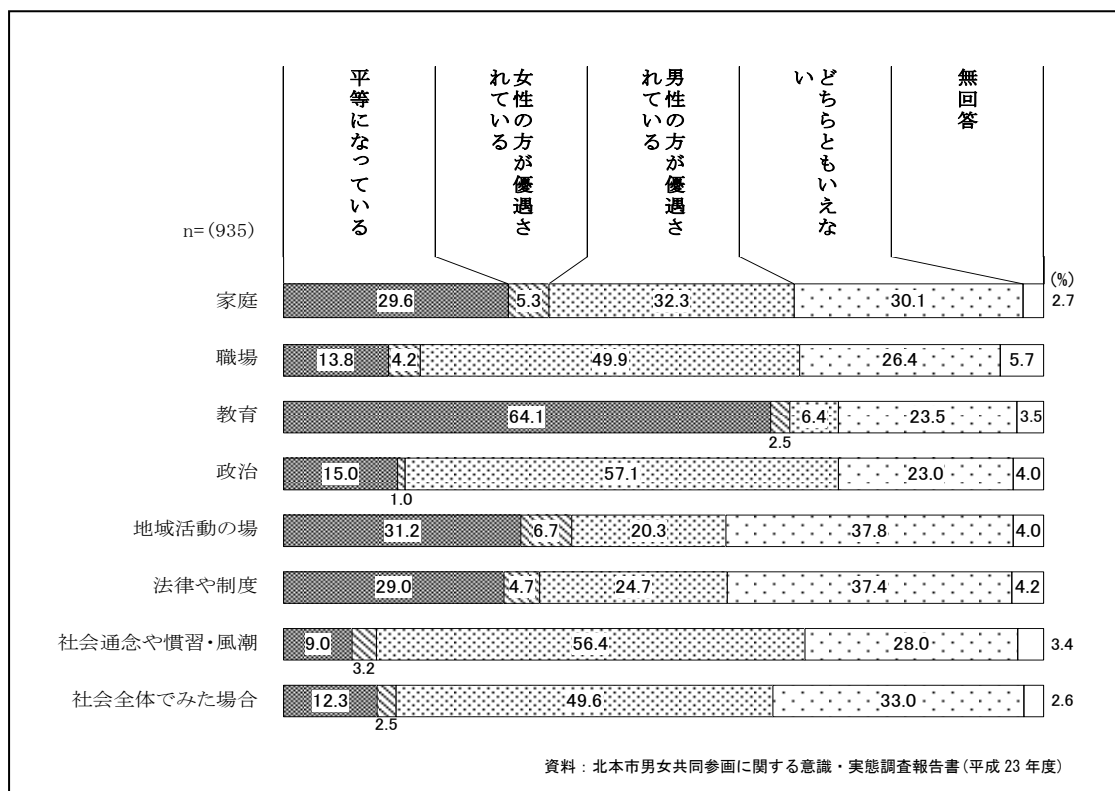
2 男女共同参画に関する意識

(1) 男女平等感

様々な分野における男女平等感については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が64.1%と、過半数を超えています。

しかしながら、【政治】や【社会通念や慣習・風潮】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】、【社会全体でみた場合】では50%に近い高い割合となっています。

男女平等観（時系列比較）

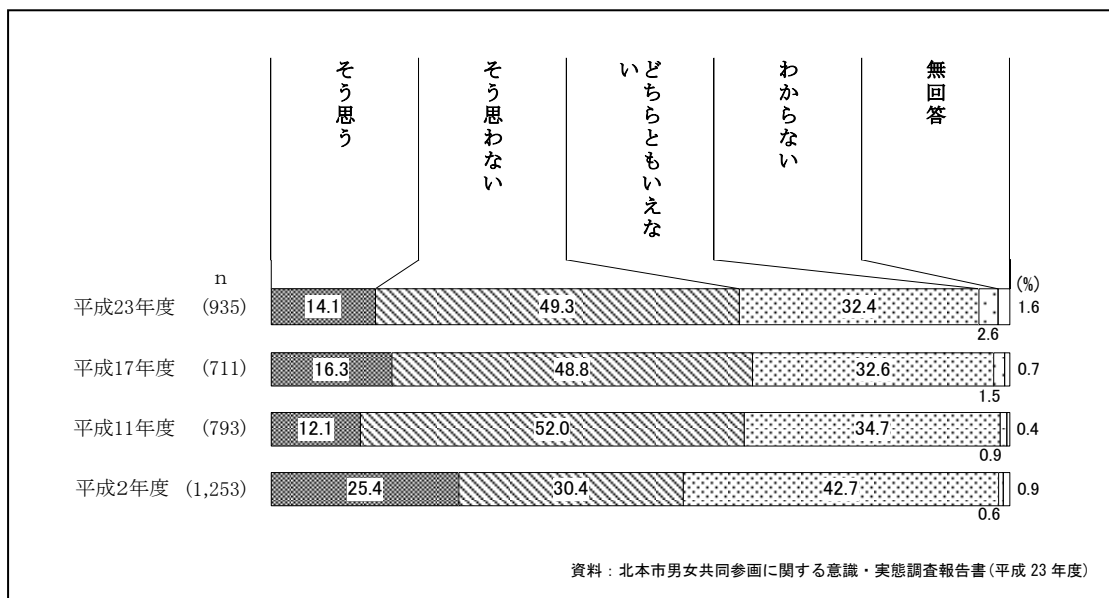


(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(49.3%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は14.1%となっています。

時系列で比較すると、「そう思わない」は前回調査(平成17年度、48.8%)よりわずか0.5ポイント増加していますが、平成2年度調査(30.4%)と比較すると、18.9ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成17年度、16.3%)から2.2ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

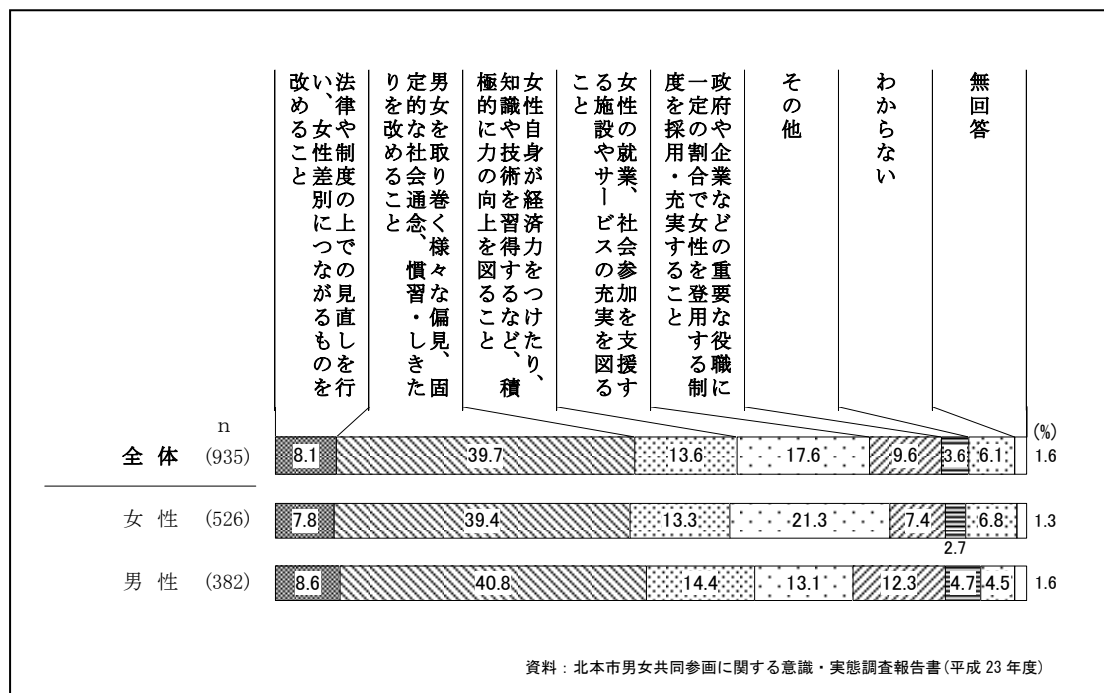


(3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(39.7%)で約4割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が8.2ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第三次北本市男女行動計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成19年から平成24年までの6年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

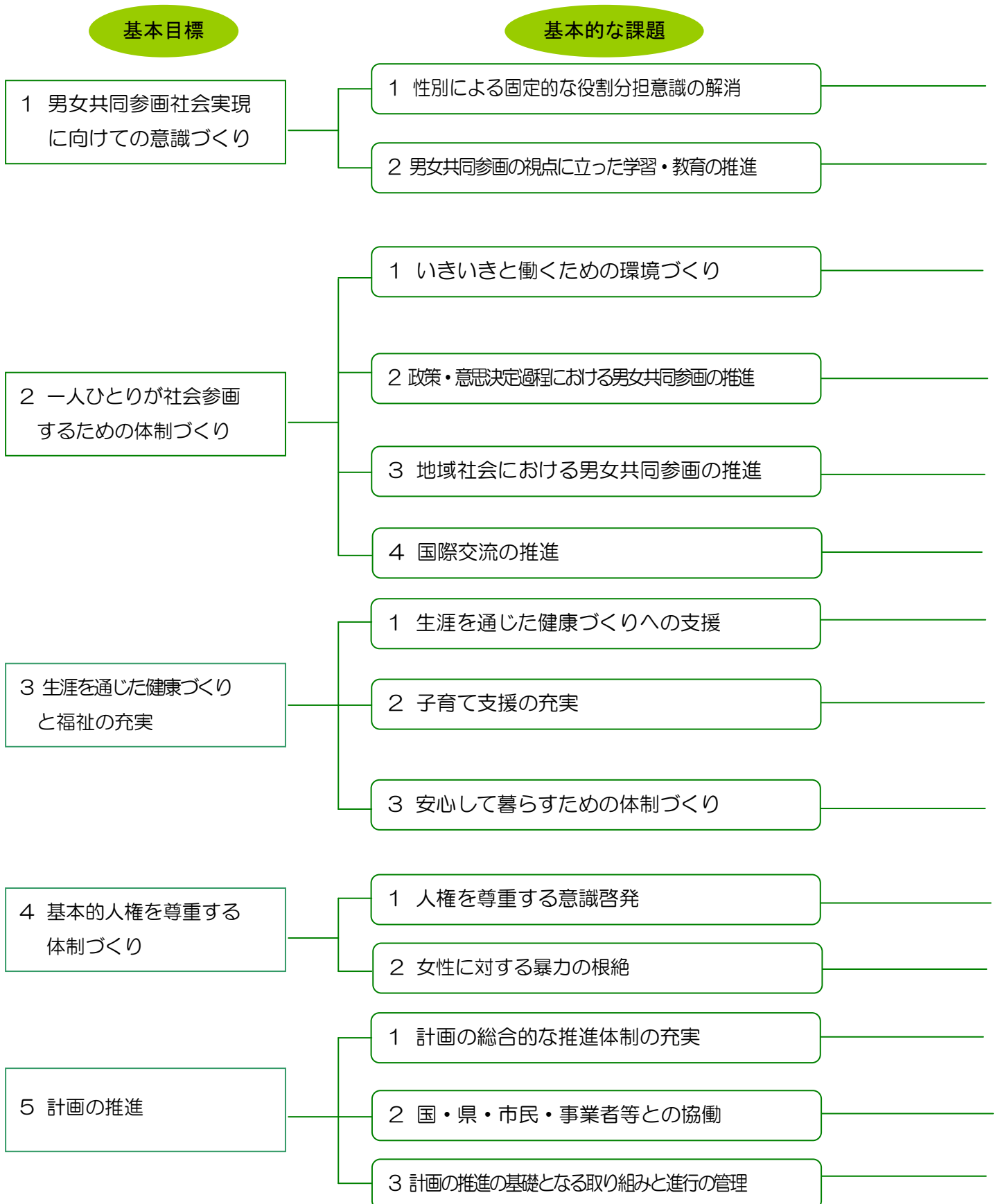
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

- 1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり
あらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会実現に向けての取り組みを推進します。
- 2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり
社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を発揮し、積極的に社会参画を進められるような体制づくりを推進します。
- 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
市民が住み慣れた地域で安心して生涯を送れるような体制づくりを推進します。
- 4 基本的人権を尊重する体制づくり
男女共同参画社会実現のためには、社会全体でお互いの人権や生命を尊重する意識が定着させ、暴力の根絶に向けての社会的認識を広げるとともに、暴力の被害者に対する支援体制の整備を推進します。
- 5 計画の推進
国、県、市、市民、事業者及び民間団体等が、それぞれの立場から主体的に取り組むとともに、互いに連携、協働しながら施策を展開していきます。

(3) 施策体系



施策の方向性

- ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

- ①職場における男女共同参画の推進
- ②多様な働き方のための環境整備
- ③農業・商工業に従事する女性への支援
- ④子育てと仕事の両立支援

- ①審議会・委員会等への女性の参画促進
- ②庁内における男女共同参画の推進
- ③市内の人材発掘の推進

- ①地域社会における男女共同参画の推進
- ②市民・事業者・各種団体との協働の推進
- ③市民公益活動団体への支援

- ①国際交流の促進
- ②市内在住の外国人への支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- ②ライフステージにあわせた健康づくり支援

- ①男女がともに取り組む子育ての促進
- ②地域で支える子育て環境の充実
- ③相談機能の充実

- ①高齢者・障害者が地域で暮らすための支援
- ②高齢者の生きがいづくりへの支援
- ③障害者への支援
- ④男女がともに支える介護への支援

- ①人権尊重意識の高揚
- ②生命と性の尊重の意識づくり

- ①女性に対する暴力の根絶のための意識啓発
- ②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実

- ①庁内推進体制の充実
- ②男女共同参画審議会意見の施策への反映

- ①国・県・市民・事業者等との協働

- ①調査研究・情報の収集と提供
- ②計画の進行管理

2 男女共同参画への配慮

(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第三次北本市男女行動計画の施策体系に沿って、平成24年度に実施した事業について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	84
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	65
③男女それぞれに事業の効果があつた。	83

3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第三次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、平成24年度の実施状況は以下のとおりです。

(1) 評価

第三次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき事業の進捗状況を評価しています。

評価基準

- A…目的を概ね達成している
- B…目標に向けて成果をあげている
- C…施策・事業が動き始めている
- D…未実施
- E…終了

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	14	13	0	2	2

主な事業として啓発紙の発行や講座の開催、生涯学習の推進、学校での男女平等教育などを実施しています。

シンフォニーの発行や広報紙による広く一般への啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発、公民館講座等での生涯にわたる啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	26	21	4	3	2

主な事業として女性の就労継続を支援するため子育て支援や政策・意思決定過程への参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止する啓発を行い、女性の労働環境の向上に努めました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育やファミリーサポートセンター事業を行い、働く女性を支援しています。

また、審議会・委員会等の委員の登用状況を把握し、適時、選任基準の見直しを行い、政策・意思決定過程への女性の参画を進めています。

地域社会においては、イベントや活動に女性が積極的に参加し、活躍する場面が多くなっています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、政策・意思決定過程への女性の参画を更に進めていく必要があります。

基本目標3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

評価	A	B	C	D	E
事業数	28	16	1	0	3

主な事業として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、高齢者・障害者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。

子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支えていくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

また、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすための権利擁護の支援や相談事業等を実施しています。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続ききめ細かな取り組みが必要です。

基本目標 4 基本的人権を尊重する体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	11	3	0	0	1

主な事業として、人権意識の高揚のための事業の開催、学校での人権教育、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、意識の高揚を図っています。

DV被害者の相談内容が複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多くなっており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要です。庁内各課が連携して被害者の保護・支援にあたることができるよう、庁内連携会議を開催し、関係各課の連携体制を確認しました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を開設し、相談体制の充実を図っています。

女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするため、パネル展等で啓発を行っています。

基本目標 5 計画の推進

評価	A	B	C	D	E
事業数	6	1	0	1	0

主な事業として、男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報の収集と提供等を実施しています。

計画の進捗状況について、年次報告書を取りまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙や情報コーナー等を通じて、市民に提供しています。

庁内連携組織として男女共同参画推進委員会を設置し、第四次北本市男女行動計画案の検討を行いました。今後、委員会において計画の進捗状況の把握と検討を行い、さらに取り組みを進めます。

(2)事業実施状況

1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

1-1 性別による固定的な役割分担意識の解消

1-1-1 ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市の刊行物等で使用する言葉や表現に関するガイドラインの作成と表現の見直し	市の刊行物等で使用する言葉や表現に関するガイドラインを活用した表現の見直し	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、行政・刊行物等の表現の手引き「見直そう表現方法～ジェンダーフリーの視点から～」を活用し、職員の意識啓発を行う。	職員研修を通じて、男女共同参画の意識啓発を行った。内容の見直しを検討。	B	○			協働推進課
広報紙やホームページなどによる情報提供と啓発	ホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	シンフォニー・男女共同参画の推進に関する年次報告書に掲載。また随時、男女共同参画に関する情報を掲載。	A	○	○	○	協働推進課
家庭・事業所・地域への広報・啓発	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第19号を3月に発行。25,000部作成し、全戸配布した。編集委員3人。	A	○		○	協働推進課
	男女共同参画推進パネル展の開催	女性の人権についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	平成24年6月13日～19日 文化センターエントランスホールでパネル展を開催	A	○	○	○	協働推進課
講座・セミナーの開催	男女共生塾の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を推進するためのリーダーの育成を図る。地域での男女共同参画推進するためのリーダーの育成をすることで、地域での男女共同参画を進める。	「女性のための再就職準備講座」参加者10人 保育1人 場所文化センター 参加者の減 男女共同参画の専門的な講座はウイズユーさいたまで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する方針	A	○			協働推進課
表彰制度の整備	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	市の既存の表彰制度及び県等の表彰制度との調整が必要 市の善行表彰の中に男女共同参画の推進を加える形で、検討中	D				協働推進課

1-1-1 ②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する法令、条例の周知	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	パネル展、広報紙、ホームページなどを通じて、北本市男女共同参画推進条例の周知を図った。	A	○	○	○	協働推進課
男女共同参画に関する相談体制の整備	男女共同参画に関する相談体制の整備	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による女性相談を開設。相談件数78件	A	○		○	協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

1-2 男女共同参画の視点に立った学習・教育の推進

1-2-①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
家庭教育講座の充実		公民館での家庭教育事業は終了		E				公民館等
男性の育児参加の促進(父親教室・母親教室の充実)	マタニティセミナー パパのためのお風呂の入れ方講習会	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	マタニティセミナーは前期4コース、33人、後期6コース、53人、計86人が参加。うち、父親である男性は1人。 父親を対象として行うお風呂の入れ方講習会は参加しやすいよう土曜日に4回実施し、70人が参加。うち父親である男性は36人。	A	○	○	○	健康づくり課
広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的な人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	国や県などからの依頼に基づき、広報紙やホームページを通じて情報の提供を行うが、平成24年度は実施していない。 対象者にあつた情報提供の仕方を検討するとともに、常に意識してもらえるよう啓発活動を工夫する。	D				生涯学習課
PTA家庭教育学級の充実	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	市内の各小・中学校のPTAが自主的に家庭教育学級の企画・運営を行った。事業を進めるに当たり、父親・母親とが協力し合っている。平成24年度には男女共同参画そのものをテーマに取り上げた研修会は実施されていない。 開催日や内容に工夫をして、男性も参加しやすい研修会を企画する。	B		○		生涯学習課
幼稚園家庭教育学級の充実	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	市内の幼稚園の園児の父親と母親が協力して子育てをしていくための支援として、家庭教育学級を実施している。平成24年度は食育を中心として行った。今までの子育てを振り返るきっかけとなり、子育てに自信が持てたり課題を待ったりすることができた。参加者24人 家庭での育児が協働して行えるヒントを与えていく。	B	○	○		生涯学習課

1-2-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女平等教育の推進	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒に対して、男女平等の見地に立った正しい人権意識の啓発を、年間の指導計画に従って、社会科、道徳、特別活動等の授業や学校行事等を通して実施した。その結果として、児童生徒の中に、男女平等の意識が高まり、学校生活の中にも行動として表れた。	B	○		○	学校教育課
キャリア教育・進路指導の充実	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	各学校の教育計画にキャリア教育の目標達成に向けての「社会科などの各教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」「学校行事など」についての計画を示し、実施している。特に中学校における職場体験事業においては、3日間の体験を通し、働くことの意義を学びながら、男女がお互いを尊敬し助け合って構築していく社会を肌で感じることができた。	A	○	○	○	学校教育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	男女平等教育の視点を取り入れた学校の教育活動推進	学校教育の中で、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないこと、さらに指名時に男女分け隔てなく、「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育むことができた。	B	○	○	○	学校教育課
教職員研修の充実	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、また臨時に行う教職員研修の内容として「男女共同参画」に関する内容を取り上げ、児童生徒を適切に指導する教職員自らが男女平等に関する感覚を正しく身につけることができた。	B	○	○	○	学校教育課
保護者への啓発の充実	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	小・中学校での男女平等に関する取組を、学校だよりやホームページを通して伝えた。また学校行事などで保護者への依頼や啓発を行った。	B	○	○	○	学校教育課

1-2-③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	大学公開講座の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	上智大学公開講座として“覚えること、忘れること-記憶という心の不思議-”などをテーマに多くの市民の参加を得て開講した。延べ参加者数353人 市民の学習ニーズにあった講座が開設出来るよう関係機関との連携をはかる。	B		○	○	生涯学習課
	考人学級の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	開催回数:14回 参加人数:男性16人 女性84人(延べ1,128人) 様々なテーマによる講座を14回開催し、男女混合の班編成のなかで活動・学習を通じて共同の意識を高めた。 参加者に依然として女性が多く、よりいっそう男性の参加者を増やすことが課題	B	○		○	中央公民館
	けやき学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目標とし、生涯を通じた健康づくりと心の安定のため、様々な講座、趣味を通じた仲間づくりと生きがいづくりを促進する。	実施回数9回延べ24時間延べ参加人数315人、各講座を通して楽しく目的を達成できた。 参加者60名中、男性は5名と少なく、男性の参加者を増やしたい。	A	○			南部公民館
	東部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	全5回、参加者114名で実施した。30名の定員が受け付け開始とともにいっぱいになり、相変わらず盛況である。 同じ人が連続して受けているケースが多い。男性が少ない。	B		○	○	東部公民館
	東部女性学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、女性の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	全5回、参加者125名で実施した。30名の定員が受け付け開始とともにいっぱいになり、相変わらず盛況である。 老人学級も受けている人が結構いる。似たようなメンバーになりがちである。	B	○			東部公民館
	西部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等さまざまなテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加者 男性21人、女性55人、文化スポーツ、教養、健康等広範囲にわたるカリキュラムを6回組み、282人の受講者があった。共同参画の視点に立った社会教育の推進を図った。 男性の参加を増やすよう考える必要がある。	A	○	○	○	西部公民館

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	北部生涯学級の開催	高齢者に学習する機会を提供し、学びながら仲間づくりと知識の向上を図る。	60歳以上の方を対象に全6回講座を実施。延べ参加人数157人より一層の参加者のニーズに合った講座の開設のため、女性の参加者・男性の参加者双方の意見を取り入れた講座の実施を検討する必要がある。	A		○		北部公民館
	女性講座の開催		実施の見直しを行った。	E				北部公民館
	はなみずき学級の開催	高齢化社会を迎え、健康・趣味・調理等の学習機会の場を提供し、生きがいや仲間づくりを図る。	期間：6月7日から12月6日 開催回数：10回（総時間28時間、参加延べ人数：288人） 実施内容：消費生活講座、防犯講座、健康講座、調理実習、いきいきメイク講座、グラウンドゴルフ、視察研修、人権講座、指編み講座、カラオケ講座、工場見学 定員はほぼ満たしているものの（H24 定員40名中、参加者37名）、全て女性であり、男性の参加促進を図っていく必要がある。	B		○		中丸公民館
	みずの輪学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。市民参加型の学級とし、協力しながら企画立案を進める。	精神的、身体的な健康管理、高齢者をだます詐欺や身近に起きている問題をテーマを取り入れる。また、趣味的な学習を取り入れ、飽きない学習講座を開催した。地域的に高齢化が著しいこと。また、男性の参加が得にくい状況である。	A	○	○	○	学習センター
	えのき学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加者：男性11人女性33人計44人 開催期間：9月から12月までの9回開催。参加人数は延べ300人。 講座内容：人権講座、防犯講座、消費生活講座、介護講座、市内歴史散策、健康体操、視察研修、料理教室など幅広いジャンルで開催。 参加者のニーズに対応した学習の機会を提供した。また、毎回楽しみにしているという声もあり、参加者から好評を得ている。男性の参加者が少なく課題である。	A	○	○	○	コミュニティセンター
生涯学習サークルガイドの発行	生涯学習サークルガイドの発行	各種サークルの活動内容等を取りまとめたガイドを発行し、生涯学習に対するきっかけづくりや生きがいづくり等を目的に啓発活動を推進する。自らの意思で自分にあった学習機会を探すことにより、個人のニーズに応じた学びの場を提供するとともに、学習活動を通して、自らの能力開発や地域活動への支援等を進め、地域社会への女性の参画を促進する。	各公民館で活動するサークルの情報をまとめた冊子を作成した。冊子は各公民館窓口に置き、広く市民の方に見ていただき、生涯学習情報の発信と啓発を図った。印刷部数を増やすなど啓発活動につとめ、個人のニーズに応じた学びの場を提供していく。	B		○	○	生涯学習課
男女共同参画意識の啓発	ホームページを利用した意識啓発	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	男女共生塾の開催	(再掲 1-1-①)						協働推進課
広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	国・県等の講演会やセミナー等の事業について、情報提供を行う。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、随時情報提供を行った。	A	○	○	○	協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

2-1 いきいきと働くための環境づくり

2-1-①職場における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女雇用機会均等法等の法律・制度等の周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフ等を課内に備え、広報・周知を図った。女性の社会進出のための国や県の政策や制度改正等を、遅れることなく広報・周知していくことが求められる。	A	○	○	○	産業観光課
	パートタイム労働法の啓発	パート労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	課内や商工会窓口において啓発パンフレットの配布、ポスターの掲示を行った。また、労働講座にて女性の再就職に役立つ知識の醸成を図り、女性の社会進出の意識啓発ができた。法改正や制度理解のための広報を引き続き行うとともに、女性のための両立支援の制度理解に向けたセミナーを継続する必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
労働講座の充実	北本地区埼玉県労働学院の充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	北本地区労働講座として女性就労支援セミナーを、埼玉県との共催にて実施した。仕事と家庭の両立、働き方や社会保障制度など就労に関する制度理解や知識を深めることができた。 実施日：平成25年2月25日 参加者：女性 7名 埼玉県との連携を深め、引き続き労働講座実施し、就労に関する制度理解を深め、女性の社会進出を支援していく必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配布し、周知及び啓発が図られた。埼玉県と連携を深め、女性に関する労働相談や情報提供などに取り組む必要がある。	B	○		○	産業観光課

2-1-②多様な働き方のための環境整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
SOHOワーカー養成講座の充実		事業終了		E				産業観光課
無料職業紹介所の充実	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のため引き続き実施し、女性の社会参加を支援した。 求人数数：90件 求職件数：128人 就職件数：3人 就職者の増加を図るため、求人登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、市民ニーズに応える必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施。求人情報を提供する。	内職に関する求人情報の提供と相談業務を行い、家庭にしながらも社会に参加する女性への支援を行った。 相談件数：142件 求職者数：70人 内職あっせん数：52件 内職を委託する登録事業者の増加を図り、求職者の要望に応じていくことが求められる。	A	○	○	○	産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

2-1-③農業・商工業に従事する女性への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
農業に従事する女性への支援	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	あだち野農業協同組合や北本市農政推進会議を介して各種制度の周知や情報提供を行った。また、北本市農政推進会議の活動において、女性農業者を対象とした農業先進地視察研修会を開催し、女性の農業に対する研鑽を高めた。農業従事者の減少が問題となっている中で、女性が担う役割がますます高まっていくと考えられる。よって、さらなる女性農業者への支援を進めていく必要がある。	B	○		○	産業観光課
商工自営業等に従事する女性への支援	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会の一般事業費に対し助成するなかで、商工会女性部の研修・活動に対し支援を行った。自立する女性の活動範囲の拡大を図るため、情報収集に努め、引き続き支援していく。	B	○	○		産業観光課

2-1-④子育てと仕事の両立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
母性保護に関する啓発	母性保護に関する啓発	健やかな子を産み育てるために、就労妊婦の健康管理の必要性について、知識を普及する。	母子健康手帳交付時、併せて計14回分の妊婦健康診査等受診券・助成券を配布し、健康管理の必要性について説明を行った。受診券・助成券の利用は延9,299件。また、就労している人については、職場での配慮を促すために母子健康管理指導事項連絡カードを配布し、利用を勧めた。心身の不安がある妊婦への保健師による家庭訪問は5人実施。	A				健康づくり課
保育所の整備充実	保育所の整備充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	現在、市内には公立保育所4所、認可保育園3園、認定こども園3園が設置されている。認定こども園の開園と認可保育園の定員拡大の取り組みにより、充足率が低下し、年度当初の待機児童はいない状態である。保育所の充足率が低下し、公立保育所の定員減を検討する必要があるとの指摘がある。しかし、2歳児については年度の早い段階で待機児童が発生する状況にあり、保育の需要と供給のバランス調整が難しくなってきた。また、公立保育所については、施設の老朽化が著しく、公立保育所の位置づけ及び役割を明確にしたうえで、統廃合を視野に入れた早期の改修及び建替えが必要である。	A				こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
延長保育、乳児保育、一時保育の充実	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	延長保育は、市立深井保育所を除く9園で、乳児保育事業については、市立中央保育所を除く9園で実施している。一時保育については、市立東保育所、スマイル保育園、Coccoルーム及び埼玉ヤクルト保育園で実施している。勤務形態の多様化が進んだためか、土曜日の保育需要が高まってきている。これに対応する保育士の確保が難しくなっている。	A				こども課
病児、病後児保育の実施	病児、病後児保育の実施	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育の実施	平成24年5月から市立東保育所にて病後児保育事業を実施している。また、中丸保育園でも体調不良児保育事業を実施している。平成26年度からは、病児保育室の開設を予定している。費用負担について調整が必要である。	A				こども課
休日保育の実施	休日保育の実施	休日に保育ができない保護者への保育サービスの提供	休日保育は実施していない。保育士の確保と給食の提供が困難であり、事業実施は難しい状況にある。	D				こども課
ステーション保育の充実	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	高尾保育園に委託し、駅前保育ステーション事業を実施している。実施保育所は、高尾保育園、市立深井保育所及び市立東保育所の3園。送迎バスが老朽化してきているほか、近年、乳児を対象とした利用申し込みが増えてきており、安全確保の面から委託内容の見直しが必要である。	A				こども課
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	勤労福祉センター内にファミリーサポートセンター事務室を設け、非常勤一般職3名の勤務ローテーションによりその事務を担っている。市民の相互協力により地域での子育て支援を行うための制度であり、ファミリーサポートセンターのアドバイザーが仲介し、協力会員と依頼会員との契約により事業を実施している。年々、協力会員の数が減少してきており協力会員の登録をいかに増やしていくかが課題である。	A				こども課
学童保育の充実	学童保育の充実	小学校低学年児童のうち、保護者の就労等により常時保育に欠ける児童の健全な育成に資するため。	小学校高学年児童も受入れ、事業を実施した。11室、4,670人。	A	○			こども課
無料職業紹介所の充実(再掲 2-1-②)	無料職業紹介所の充実	(再掲 2-1-②)						産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

2-2 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進

2-2-① 審議会・委員会等への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	女性の登用状況調査を行い、報告書を作成、各課へ配布。女性の割合を達成していない審議会等に女性の割合を高めるよう依頼。特に女性の割合の低い審議会等については、委員構成、選出団体まで含めた検討が必要	B	○			協働推進課 関係各課
審議会等委員の選任基準の見直し	審議会等委員の選任基準の見直し	政策、方針決定過程に女性の登用を推進するため、審議会等委員の選任基準を見直し、男女の割合が偏らないようにする。	選任基準を見直し、選任時の年齢制限の上限を撤廃した。	A	○	○		政策推進課 関係各課
男女の偏りのない審議会運営の推進	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	男女の偏りをなくすため、女性の割合の目標値を各課に通知した。	B	○			協働推進課 関係各課

2-2-② 庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
女性の管理職への登用	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	女性職員管理職昇格者：主幹級3名 女性管理職員派遣受入：課長級1名 女性職員の昇格者は増加しているが、昇格試験を受験する女性職員が少ない。	C	○			総務課
職員研修の充実	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることのできるよう研修を実施する。	新規採用職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施した。(4月5日23名) 入庁別に男女共同参画基礎研修を実施。参加者40人	A	○		○	総務課 協働推進課
職域の拡大	職域の拡大	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。 政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	B	○			総務課
性別にとらわれない職員配置の推進	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。 政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	B	○			総務課 (関係各課)
女性の研修機会の拡大	女性の研修機会の拡大	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	自治人材開発センターが実施する職階別研修の受講や、政策形成能力養成に重点を置いた講義の受講を推進した。 政策形成能力の養成に重点を置いた研修への女性職員の参加をさらに推進する必要がある	B		○	○	総務課 (関係各課)
	職員夏季期間における学校勤務市職員研修	目的：職務に必要な基礎的知識の習得及び職員相互の交流を図ること 内容：調理員及び用務員合同講習会「給食室からの出火を想定した対応について」(埼玉県中央広域事務組合職員)、調理員及び用務員の業務についての意見交換会。用務員実務研修 専用器具を使用した学校清掃研修、用務員のテーマ別意見交換会	実施状況：小中学校の夏季休業中の2日間で出席者のべ21名(女性15名)で実施。	B		○	○	教育総務課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
職員の能力開発の支援	職員の能力開発の支援	これまでに男性に比べ研修機会の少なかった女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	自治人材開発センター研修参加者 153人中女性75人 北足立北部共同研修会研修参加者 37人中女性16人 自主研修参加者 240人中女性115人	A	○	○		総務課 (関係各課)

2-2-③市内の人材発掘の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女きらきら北本 いっしょにプログラム (男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女きらきら北本 いっしょにプログラム (男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	登録団体に活動情報報告書の提出を依頼。活動についての報告及び相談を受けた。登録団体の活動支援の具体的な方法について検討が必要。	A	○		○	協働推進課
地域の人材の活用と育成	地域の人材の活用と育成	審議会・委員会や職場、地域などでの政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性の人材を発掘し、育成をする。	女性の人材発掘と各課へ情報提供することとしているが、審議会等では公募枠を設けており、各課への情報提供の必要性について検討	C	○			協働推進課 関係各課

2-3 地域社会における男女共同参画の推進

2-3-①地域社会における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
自治会活動への女性参画の促進	自治会活動への女性参画の促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の下部組織においては、女性の活動が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるように環境づくりを進める。	111自治会のうち5地区で女性の自治会長が就任している。そのうち自治会連合会の理事に2人就任しており連合会の運営に積極的に参画している。 総会1回5人、研修委員会6回12人、広報委員会6回6人、理事会7回7人、研修会3回10人参加 単位自治会の地域活動においては女性の参加が見られるが、地域の総意選出される自治会長の女性就任は少ない。	B	○			くらし安全課
地域コミュニティ祭りへの支援	地域コミュニティ祭りへの支援	地域が主体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの積極的な活動を支援する。	地域コミュニティ祭りは、それぞれの地域の特色を生かしながら、運営はもとより、作品展の出品にも女性の活躍が目立っている。8圏域 5・9・1・2・3月開催 合計19,573人参加 今後も男女とも参加しやすいコミュニティ活動を助言・指導していきたい。	A			○	くらし安全課
地域コミュニティ体育祭の開催	地域コミュニティ体育祭の充実	スポーツ・レクリエーションを通じて、地域住民の親睦と健康・体力の維持を図る。体育祭を通して世代間の交流を図り、併せて各世代の女性も参加しやすい地域に根ざした形での実施を支援する。	各コミュニティにおいて特色ある種目を企画し、子どもから高齢者まで男女関係なく楽しく参加できるよう工夫をし実施している。地域住民の親睦や交流を目的とし、地域の繋がりが一層深まった。総参加者数17,091人。 参加者の減少しているコミュニティもあるため、内容を一層工夫し取組む必要がある。	B		○		体育課
スポーツを通じた世代間交流の機会の提供	北本駅伝競走大会の充実	活発な地域活動促進を図るとともに、参加部門にクラブ対抗の部を設置し、男女混成チームの編成を認めるなど女性の参加を促している。	平成24年度より委託事業から団体の主催事業となったため終了	E				体育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施に当たり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
家族で参画できる地域交流事業の開催	感動桜国きたもとウォーク大会の充実	男女問わず子どもから高齢者まで、自らの健康づくりと家族、友人、地域住民との交流を図る。生涯を通じた健康維持を支援するための機会を提供する。	事前に437名の参加申込みがあったが、荒天予報のため前日に中止を決定した。申込者には、電話で中止を知らせ、後日参加賞を渡した。コースの見直しや広報活動の充実を図り、より多くの参加者を募る。	D		○		体育課
世代間交流を促進するスポーツ・レクリエーション交流事業の充実	ラジオ体操とウォーキングの充実	子どもから高齢者まで、自らの健康体力づくりと世代間交流を図る。生涯を通じた健康維持の支援をする。	スポーツ推進委員が積極的に声をかけ、多くの市民に運動する機会を提供することができた。のべ参加者数261人。さらにPRを行い、参加者を増やす。	B		○		体育課
学校体育施設開放利用による生涯スポーツ・レクリエーションの充実	学校体育施設の開放	市内の学校体育施設の開放により、市民が運動・スポーツ、レクリエーション等身体活動に親しむ場所を提供するとともに、生涯スポーツの基盤づくりや健康維持・体力向上を図る。	年間3回の調整会議で、利用施設ごとに話し合いの上、活動日を確保し、スポーツやレクリエーション活動に親しむことができています。利用者も年々増えている。総利用者数41,985人。市内小・中学校の体育館や校舎の改修期間の開放ができないため、各利用団体の活動場所の確保が課題となる。	A		○		体育課
中学校保健体育科における「武道必修」	中学校保健体育科教科指導の充実	平成24年度以降の武道必修を見据え、市内中学1年生から男女全員に武道を学習させ、女子が卒業後も生涯スポーツ、あるいは競技スポーツとして、柔道・剣道を継続していく基盤づくりとする。	市内の柔道連盟、剣道連盟と連携し、2中学校に柔道、1中学校に剣道の外部指導者を派遣し、複数体制で授業を実践できた。男女とも安全に学習し、技能を高めることができた。各校の授業実施時期を調整するとともに、外部指導者との日程調整が必要となる。	B		○		体育課
環境美化運動の実施	環境美化運動の実施	北本市自治会連合会主催による市民参加の地区清掃活動を通じて環境美化意識の高揚を図り、住みよい生活環境をつくることを目的として実施する。開催地域活動やボランティア活動などの地域活動の場での男女共同参画を促進する。	快適な環境づくり運動 実施期間：平成24年5月20日～6月24日 実施地区：95地区 参加人数：12,177人 秋の環境美化運動 実施期間：平成24年9月2日～11月11日 実施地区：101地区 参加人数：9,028人 自治会に入らないアパート等の住民の参加は少ない。各自治会ごとに差が広がっている。	B			○	くらし安全課
自主防災組織の育成	自主防災組織の育成	災害時、自分たちのまちは自分で守るという心構えが必要であり、二次災害の防止や軽減を図るため、地域住民による防災組織の結成と育成を図る。また、防災知識を習得・体得することで、災害時はもちろんのこと、地域住民皆が協力して防災活動を行う必要がある。	災害発生時に住民自らが共助の精神で、地域の安全を守り、防災活動を行う防災組織を各自治会に立ち上げ、地域の防災力の向上を図る。自主防災組織設立(新規)：3団体 自主防災組織活動(既存)：47団体 自主防災組織の活動の主となる構成メンバーは、各自治会の役員となっており、女性登用が配慮されているところもある。	C			○	くらし安全課
消費者活動への支援	消費生活セミナーの開催	セミナー等を通じて、消費生活に関する情報を提供することにより、賢い消費者を育成する。	消費生活講座：12回開催 参加者数：568人 消費者に関する最新の情報を収集し、より多くの市民へ情報提供を行うことが課題	B	○	○	○	市民課
	消費生活相談の実施	巧妙化する悪徳商法、各種契約トラブルに対して、専門の相談員による相談窓口を開設し適正な対応をすることにより、消費者の安全・利益を確保する。	週5日実施 相談件数：278件 消費生活相談窓口の周知を図る必要がある。	A	○	○	○	市民課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
消費者活動への支援	消費生活情報の積極的な提供	消費者問題に関する各種情報を積極的に提供し、消費者問題の啓発に努める。	産業まつり 消費生活コーナーで消費者被害防止のための啓発チラシ等配布 「北本市消費生活相談あれこれ」広報紙・ホームページ掲載 悪質商法被害防止注意喚起チラシを作成し、自治会回覧にて啓発 消費者に関する最新の情報を収集し、より多くの市民へ情報提供を行うことが課題	B	○	○	○	市民課

2-3-②市民・事業者・各種団体との協働の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する意識の啓発	ホームページを利用した意識啓発	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	男女共生塾の開催	(再掲 1-1-①)						協働推進課
男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進(再掲 2-2-③))	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	(再掲 2-2-③))						協働推進課
研修等への講師の派遣	研修等への講師の派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	講師派遣の依頼なし	D				協働推進課
各種団体への活動支援	ごみ減量等推進市民会議の支援	地域住民が主体となったまちづくりを進めるため、積極的な市民活動を支援する。大きな社会問題となっているごみ問題に対し、自主的かつ積極的に活動している団体であり、活動を通じて得た知識、経験等により地域のリーダーとしての活躍が期待できる。	ごみ減量推進員会議 日時;平成24年6月24日 参加者数;約150名 ごみ減量市民大会 テーマ「ごみ減量と資源化の促進」 日時;平成23年10月8日 参加者数;220名 ザ・減量第29号(9月)・第30号(3月) 全戸配布 瓦版発行17号(6月)、18号(12月)全戸配布 人口減、世帯数増という状況にあり、ゴミの量は減少傾向にある。ごみ減量等推進会議の役員については、女性が少ない状況にあるが、地域のごみ減量推進員については、多くの女性に推進員になっていただいている。	B			○	くらし安全課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	北本まつり実行委員会に参加団体より推薦を受けた女性委員を起用し、女性の参加を推進した。参加団体からの推薦者が、まだ男性が多いことから、今後女性の推薦を促すような試みが必要である。	B	○	○	○	産業観光課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	障がい者支援に係る団体やボランティア団体から活動状況の情報提供、協力を得ている。各団体間の情報交換や連携が課題。	C			○	障がい者福祉課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	各地域で自主的に行われている、地域介護予防活動(サロン)等について、依頼を受けた場合に、市職員が講師として出席するとともに、活動団体の等の参加による講習会を開催した(実施回数4回、参加延べ人数81人)	A	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
各種団体への活動支援	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	水路敷きの除草について、市の美化運動の一環として、水路の藻刈りを住民が行なっている。住民の高齢化や農地の耕作放棄により参加者が減少している。	A	○		
表彰制度の整備 (再掲 1-1-①)	表彰制度の整備	(再掲 1-1-①)					

2-3-③市民公益活動団体への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
市民公益活動団体への支援	市民公益活動団体への支援	市民との協働のまちづくりを進めるため、市民公益活動団体が活動しやすい環境整備に努める。	市内に主たる事業所を有するNPO法人の情報交換会を開催し、市民公益活動団体間の情報共有を図るとともに、市民への情報発信に努めた。また、新たに法人格を取得する団体を支援するため、補助金を交付した。交付件数2件	A			○
市民公益活動団体情報提供窓口機能の充実	市民公益活動団体情報提供窓口機能の充実	市民の市民公益活動団体への参画促進を図るため、市民公益活動団体に関する情報を提供する総合窓口の機能を充実させる。	コミュニティセンター内に設置している市民公益活動支援コーナーにNPOの情報掲載するとともに、市HPIにNPO情報コーナーを設置している。	B			○

2-4 国際交流の推進

2-4-①国際交流の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
国際理解教育の実施	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の時間を通して、広い視野からの日本及び諸外国の文化・伝統の理解や国際交流に積極的に取り組めるような資質・能力を計画的に育成している。また教職員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施している。	A	○		○
国際交流ふれあいラウンジの充実	国際交流ふれあいラウンジの充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	国際交流ラウンジ委員会に事業を委託。日本語学習会、国際交流・交歓事業、国際交流セミナー事業、外国語入門講座、日本語ボランティア養成講座等を実施した。市のイベント等に参加するなど、交流の機会を多く持つ。また、支援の内容や仕方を工夫する。	B		○	○
	国際交流ふれあいラウンジ事業の充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	お花見、国際交流ふれあいパーティー、もっと知ろう友達の国、外国語入門講座、日本語指導ボランティア養成講座 参加延べ人数：397人 ラウンジ会員が減少及び高齢化が進み、事業を行うのに人手が不足している。	A		○	○
民間団体による国際交流の促進	国際交流ふれあいラウンジ事業の充実	(再掲2-4-①)					

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
平和を考える市民の集いの充実	平和を考える集いの充実	国際平和の実現を目指して、市民一人一人の平和意識の醸成を図るため、公益団体や各種企業並びに市民団体からも実行委員を選出し、幅広い観点から平和啓発活動を実施する。	・実行委員13名(公募4名、公益団体6名、企業3名) ・平和を考える集い5日間開催 参加者数1,045人 ・平和啓発事業実施2団体(2事業) 多くの人に平和意識を共有してもらうため、実行委員会を開催し、事業を行なっているが、実行委員のなり手の発掘と参加者の拡大が課題となっている。	B	○	○	○

2-4-②市内在住の外国人への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
外国語による生活情報の提供	外国語版市民生活ハンドブックの作成	事業見直しにより実施しない		-			
外国人のための日本語学習機会の提供	日本語指導講座	市内及び近郊在住の外国人を対象に日本語の基礎を学び、日常生活をより豊かに過ごせることを目的として実施する。	毎週日曜日の午後1時30分から日本語学習と交流会を実施 来館する外国人が少ない。会の積極的な広報活動が必要。	A		○	○
外国人留学生に対する支援	ワンナイトステイ事業	目的:国際交流の推進 内容:研修のために来日した外国人日本語教師を市内の一般家庭に宿泊できるよう、協力できる家庭を探すと共に紹介する。	平成24年度における外国人受入家庭は5件であり、受入家庭の家族構成は夫、妻、子である場合が多かった。 外国人日本語教師は、男性1人、女性4人であった。	A			

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があった。

3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

3-1 生涯を通じた健康づくりへの支援

3-1-①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	マタニティークーホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母子健康手帳交付時に、マタニティークーホルダーを配布するとともに、市役所内、公民館等にポスターを掲示し、市民への周知を図った。	A			
性に関する指導の充実(学校における性教育の充実)	性に関する指導の充実	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性教育の指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	各小中学校において、保健学習を中心に関係教科と関連させながら、指導の充実を努めている。より効果的な指導法を追究していく。	B		○	
啓発資料の作成・配布	女性健診・乳がん子宮がん検診 疾病予防	がん罹患率が上昇している中、予防対策・早期発見の手段のために、啓発のためのパンフレットを作成し、配布を行う	がん検診等集団検(健)診会場において、北本市のがん死亡状況についての周知を図るとともに、がんの早期発見のための啓発パンフレットを配布した。	A			
小中学校における健康教育の充実		性に関する指導の推進の事業内で実施している。		-			
健康講座等の開催	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)					
	えのき学級の開催	(再掲 1-2-③)					

3-1-②ライフステージにあわせた健康づくり支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック		
					①	②	③
精神保健相談の実施	精神保健講演会 こころの相談	こころの病について、講演会等により広く一般社会の理解を深め、患者・家族等の相談事業により相談支援を行う	主にうつ病とアルコールの関係性をテーマとした精神保健講演会を1回実施し、参加者は67人。精神科医による心の健康相談を5回実施し、来所者は8人。その他に随時保健師による相談を実施。	B			
基本健康診査等の充実	基本健康診査等の充実	平成20年度から特定検診に移行		E			
女性を対象とした健康診査の充実	30代までの健康力アップ健診(女性)	健康診査を受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する。	健康診査を受ける機会がない40歳未満の女性を対象に、集団健診を10日間実施し、計657人が受診。事後フォローとして相談を5回実施し、63人が来所。40歳未満の非正規雇用や自営業、無職の男性の健康管理の機会の確保について検討していく必要がある。	B			

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
各種ガン検診の充実	各種ガン検診	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、ガン死亡の減少を図り、QOLを推進する。	健康増進法に基づく胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの他、前立腺がんの検診を行い、計8,548人が受診。要精密検査者は451人であった。 集団検診について、土日も含めて検診日を設定しているが、申し込み方法を含め、更に受診しやすい環境を整えていく必要がある。	B	○	○		健康づくり課
女性の健康増進事業の充実(運動教室等の開催)	体力アップであなたも健康美人	運動習慣の持ちにくい女性を対象に各種の運動体験を通して、運動習慣づくりの動機付けを促し、女性の健康づくりを推進する。	40歳未満の女性の健診受診者及び広報紙で募集した50歳未満の運動習慣のない女性を対象に、1コース2日間の運動教室を実施。参加者は延べ35人。	A				健康づくり課
健康体操教室の開催		事業終了		E				公民館等

3-2 子育て支援の充実

3-2-①男女がともに取り組む子育ての促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	母子健康手帳交付時に、父親の育児参加を促すために、家庭での父親の役割や子どもとの遊び方などを紹介した冊子を配布。	A	○		○	健康づくり課
子育てパンフレットの充実	子育て応援ガイドの配布	子育てに関する情報提供	こども課、健康づくり課、北本市子育て支援センター、ママ&キッズサロン等で配布	A	○			こども課
男性の学校行事等への参画促進	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開日、運動会、体育祭などを土日に開催することで、父親、母親いずれも同じように出席できるようにし、男性の参画を促進した。	A	○	○	○	学校教育課
男性の育児参加の促進(父親教室・母親教室の充実)(再掲 1-2-①)	マタニティセミナー パパのためのお風呂の入れ方講習会	(再掲 1-2-①)						健康づくり課

3-2-②地域で支える子育て環境の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
訪問指導の充実	乳幼児家庭全戸訪問 乳幼児家庭訪問	出産後早期に家庭訪問を行うことで、育児に必要な知識の啓発、育児不安の解消を図り、育児の孤立化を防ぐ。必要に応じ継続的な支援を行う。	保健師、非常勤助産師により、生後4か月までの乳児がいる全家庭を対象に家庭訪問を実施した。また、乳幼児健康診査、育児相談等のフォローとして保健師による家庭訪問を行った。乳児実人数435人、延人数472人。幼児実人数70人、延人数102人。	A				健康づくり課
乳幼児健診等の充実	乳幼児健康診査 3歳児健康診査 1歳6か月児健康診査	子どもの健やかな成長のため、発育・発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けるとともに、親が共に子育てに取組めるよう育児支援を行う。	生後4か月・1歳6か月・3歳の健康診査を計60回実施し、受診者は1,327人。4か月健康診査では離乳食講習及びブックスタート事業を同時に実施。1歳6か月児健康診査は心理相談員を健診会場に配置し、より良い親子関係づくりの一助としている。健診後は、事後フォローとして保健師による家庭訪問、電話及び来所による相談を実施している。	A				健康づくり課
つどいの広場事業の充実		地域子育てセンター事業で実施している。		-				こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ファミリー・サポート・センターの充実(再掲 2-1-④)	ファミリー・サポート・センターの充実	(再掲 2-1-④)						こども課
子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成	少子化により近所で遊び友達が見つけない状況にあり、同年代の子どもと母親の遊びサークルを育成し、心身ともに健やかな成長を支援する。母親同士が子育ての情報交換を行うことにより、育児不安の軽減を図り子育て支援を行う。	わくわくネット会議5回、交流会2回、わんぱくまつり1回	A	○			こども課
地域子育てセンター事業	地域子育て支援拠点事業	妊婦やおおむね0歳から3歳の子とその親が気軽に子どもと遊んだり、親同士の情報交換をしたり、スタッフに子育て相談ができる場を提供し、子育てを支援する。	中学校区4Iに対し、平成20年度に2カ所、平成24年度に1カ所増設し、5カ所の拠点を設置した。平成24年3月末にモンキーポッドが減となり、4カ所となった。コッコひろば、ママ&キッズサロン、中丸保育園子育て支援センター、北本市子育て支援センター	A	○			こども課
障害児学童保育室の充実	障害児学童保育室の充実	特別支援学級及び特別支援学校に通学している放課後児童の受け入れ	障害児学童保育室1室 受入対象：小学校1年生から高校3年生	A	○			こども課
こども療育センターの充実	こども療育センターの充実	児童デイサービスの実施・早期支援事業の実施	児童デイサービス年度末利用者数81人 早期支援事業延べ利用者数158人	A	○			こども課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	登録者数 1,334人 支給件数 11,278件	A				こども課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮らしの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障がある家庭に対し、必要な家事等を行わせるため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	申請件数 1件	A				こども課
	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	支給延人数 6,559人	A				こども課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	措置件数0件	A				こども課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業の実施	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、すべての児童生徒が経済的な理由で、教育の機会を失うことのないように、就学援助を行い、ひとり親家庭の保護者が安心して子育てできるように支援している。	A	○		○	学校教育課

3-2-③相談機能の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
育児相談の充実	9か月児育児相談 乳幼児育児相談 1歳6か月児育児相談 その他随時相談	親が児の心身の発達を理解し、共に協力して子育てができるように支援する。	0～3歳まで定例の育児相談を計48回実施し、利用者は779人。その他に随時保健師・栄養士による電話・来所相談を受けている。	A				健康づくり課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
総合児童相談の充実	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	相談件数77件	A				こども課
教育相談の充実	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	各中学校におけるさわやか相談室や、市教育センターにおけるカウンセラーによる相談を実施している。また各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施している。	A	○		○	学校教育課

3-3 安心して暮らすための体制づくり

3-3-1 高齢者・障害者が地域で暮らすための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
相談支援事業の実施	障害者相談支援事業の実施	障害者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	障害者自立支援法に基づく相談支援事業は社会福祉法人2事業所に業務委託している。市内に事業所がない。	B			○	障がい者福祉課
移動支援事業の実施	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援として移動支援事業を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促す。	平成24年度利用状況は延べ265件。利用者の社会参加が促進された。事業の継続が課題	B			○	障がい者福祉課
コミュニケーション支援事業の実施	手話通訳者派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	北本市社会福祉協議会に事業委託。平成24年度利用状況は延べ495件。利用者の社会参加の促進が図られた。登録手話通訳者の確保。	B			○	障がい者福祉課
	要約筆記奉仕員派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	社会福祉法人埼玉聴覚障害者協会に事業委託。平成24年度利用状況は延べ46件。利用者の社会参加の促進が図られた。利用範囲の拡大が課題。	B			○	障がい者福祉課
日常生活への支援の充実	日常生活用具給付事業の実施	重度身体障害者に対し、日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、重度身体障害者の福祉の増進を図る。	平成24年度日常生活用具補助は21件。利用者の在宅生活支援及び社会参加の促進が図られた。利用範囲の拡大が課題。	B			○	障がい者福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	身体上の障害により、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対して入浴サービスを行い、心身の健康の増進を図るとともに家庭介護の負担も軽減し、もって在宅福祉の向上を図る。	平成24年度の利用は延べ24件。利用者の在宅生活向上の促進が図られた。平成25年3月から月4回実施。事業の継続が課題。	B			○	障がい者福祉課
	日中一時支援事業の実施	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し障害者等を見守るとともに、障害者等の家族の就労を支援し、及び障害者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与える。	平成24年度利用状況は延べ21人。利用者の社会参加が促進と介護者の一時的休息が図られた。市内に事業所がない。	B			○	障がい者福祉課
地域包括支援センターの利用促進	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(2箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	内部印刷によりチラシを作成し、市役所窓口で配布するとともに、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、市職員等が高齢者宅を訪問する際に活用し、周知を図った。	A	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
高齢者の権利擁護	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症高齢者等が後見人制度を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者が有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資する。認知症等の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者等で、2親等内の親族がいないか、いても疎遠の関係にある場合などに、市長による後見等開始の申立てを行うとともに、その申立てに要する費用を助成する。また、家庭裁判所が後見人等を選任した後における、後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。ただし、対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設入所中にあっては月額18,000円を上限とする。	報酬助成(1人)を行った。 市長申立てに関わる診断書代1件を支出した。	A	○	○	○	高齢介護課
介護予防教室等の開催	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	二次予防事業対象高齢者を対象にした事業として、把握事業、運動器の機能向上事業、口腔機能向上事業を実施した。(把握事業:28医療機関、1,111人)(運動器の機能向上事業:60回4コース、参加延べ人数589人)(口腔機能向上事業12回2コース、参加延べ人数130人) 一般高齢者を対象にした事業として、生活体力アップ教室を実施するとともに、公民館等高齢者学級等において、啓発活動を行った。(生活体力アップ教室:2会場32回、参加延べ人数799人)(啓発活動:公民館主催の高齢者学級等:7回、参加延べ人数293人)	A	○	○	○	高齢介護課
誰もが利用しやすいサービス体制の確立		制度の確立により終了		E				高齢介護課
啓発パンフレットの作成・配布	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	介護保険料リーフレットを新たに第1号保険者になった者に配布し、制度の普及・啓発を図った。	A	○	○	○	高齢介護課
介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	市民等の依頼により、職員が講師として公民館等に出向き、制度の普及・啓発を行った。平成24年度は3件の申込み、約140人の参加があった。	A	○	○	○	高齢介護課
年金制度の理解促進	年金制度の理解促進	国民年金制度の周知を進め、生涯生活設計の重要性について啓発する。	国民年金の制度PR、加入促進を図り、また、老齢年金や障害年金等受給のための相談や支援を行い、年金制度の周知のための事業を行った。広報きたもとに年金制度の周知記事を計7回掲載(4・7・9・10・11・12・3月)した。 法定受託事務であるため、実施内容に制限があること。また、恒常的な担当職員の不足が挙げられる。	B			○	保険年金課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

3-3-②高齢者の生きがいづくりへの支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
老人クラブの育成事業の実施	老人クラブの育成事業の実施	老人クラブ会員相互の親睦及び教養と健康の向上を図り、老人福祉の増進を図るため、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付する。	市内老人クラブ(34団体2,169人)及び老人クラブ連合会(1団体)に補助金を交付し、各クラブ及び連合会の主催により社会奉仕活動事業(福祉献金1回)、健康増進事業(各種スポーツ大会4回、体力検定会2回、健康講座5回、交通安全教室8回)、教養講座開催事業等(5回)が実施され、男女会員相互の親睦及び老人福祉の増進が図られた。 老人クラブの増加と加入促進が課題	B		○	○	福祉課
高齢者講座の充実	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)						南部公民館
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						東部公民館
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						西部公民館
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)						北部公民館
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)						中丸公民館
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)						学習センター
えのき学級の開催	(再掲 1-2-③)						コミュニティセンター	
高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者の生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターの運営体制の拡充強化と会員の加入促進及び会員資質の向上を図る。	H24.3月末の会員数は435人であったが、H25.3月末では456人に増加した。	A	○	○	○	高齢介護課

3-3-③障害者への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
日常生活への支援の充実(再掲 3-3-①)	日常生活用具給付事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	日中一時支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
障害者の自立した生活への支援	障害者相談支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	手話通訳者派遣事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	要約筆記奉仕員派遣事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	移動支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
障害者の就労への支援	更生訓練費支給事業の実施	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設等に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	平成24年度利用状況は21人。利用者の社会参加が促進と介護者の一時的休息が図られた。 就労支援事業者が市内にない。	B			○	障がい者福祉課
	障がい者就労支援センター	障がい者雇用促進に係る支援施策の一環として、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に就労の支援し、就労の促進、維持を図る。	平成24年10月から就労支援相談員を配置し相談、登録、相談者への情報提供等の支援を実施している。 障がい者雇用についての理解事業者の拡大が課題。	C			○	障がい者福祉課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

3-3-④男女ともに支える介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
認知症介護教室の開催	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や介護方法の実際についての普及を図る。	4日コースの認知症介護教室を1回、1日コースの認知症サポーター養成講座を2回の計3回開催した。参加延べ人数83人。	A	○	○	○	高齢介護課
介護への男性の参画促進のための啓発	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症介護教室や啓発活動において実施した。	A	○	○	○	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	7回の開催。参加延べ人数71人。参加者の拡大が課題	B	○	○	○	高齢介護課
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施	認知症介護教室修了者のうち、ボランティアとしてやすらぎ支援員に登録した人により、家族支援活動を行う。	36回の開催。参加延べ人数74人。認知症介護家族の傾聴活動利用の拡大が課題	B	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

4 基本的人権を尊重する体制づくり

4-1 人権を尊重する意識啓発

4-1-①人権尊重意識の高揚

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
広報紙やホームページを利用した意識啓発	同和問題に関する啓発リーフレットの作成	部落差別の完全解消と、基本的人権尊重のための意識啓発を行う。	8月の人権尊重社会を目指す県民運動強調月間にあわせ、リーフレットを全戸配布。内容は人権問題全般に関すること。	A	○		○	協働推進課
人権に関する啓発資料の発行	人権作文集「じんけん」の発行	市内の小中学校の人権作文をもとに、人権作文集「じんけん」を作成し、市内の全小中学生及び各公共施設に配布し、広く人権意識の高揚を図る。	人権文集「じんけん」を作成し、市内全小中学生及び各公共施設に配布した。6,300部発行 各小中学校からの推薦作品なため、男女の数は調整しにくい。	B		○		生涯学習課
児童憲章の周知		事業終了		E				学校教育課
学校での人権・同和教育の推進	学校での人権・同和教育の推進	学校において、人権問題、同和問題の意識啓発・活動を行って人権問題の意識の高揚に努める。各学校の同和教育推進のためのリーダーを育成する。また、各学校の同和教育推進に係る情報交換を実施し、学校同和教育のレベルアップを図る。同和問題、人権問題に対する教職員の意識を高め、より質の高い教育指導を推進するための方策を検討する。	各学校において、人権問題、同和問題に関する教職員研修を計画的に実施するとともに、学校外の関係機関における研究協議会等にも積極的に参加するなどして、教職員の人権問題、同和問題に関する意識を高め、児童生徒への指導力の向上を目指している。	A	○		○	学校教育課
	子どもの人権についての意識啓発	作文の指導を通して、部落差別、障害者差別、男女差別等の人権問題に対する児童・生徒の意識の高揚を図る。子どもたちの権利に対する市民の意識を高めるとともに、自他の権利を互いに尊重しあう風を醸成し、男女共同参加社会の基盤を形成する。	人権週間に合わせた人権作文の取組や、社会科や道徳等の授業における取組を通して、児童生徒の人権教育、同和教育に対する意識啓発活動を実施して、自他の権利を互いに尊重し合う感覚の醸成を図っている。	A	○		○	学校教育課
人権問題に関する講座等の開催	人権を守る市民の集いの開催	市民の人権意識の高揚と人権尊重の心を育て、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、明るい地域社会を築く。	中学生による人権作文の朗読と宇津木妙子さんによる講演会を開催。入場者151人	A	○	○	○	協働推進課
	人権講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	生涯学習人権講座研修会として「女性の人権」「同和問題」「障がい者の人権」「子どもの人権」を課題として専門の講師による研修会を実施した。参加者数は延べ148人であった。関心を持って参加していただけるテーマを設定する。	B		○		生涯学習課
	同和問題に関する講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	「同和問題」について、生涯学習人権講座研修会の講座の一つとして実施した。	B		○		生涯学習課

4-1-②生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	さまざまな機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参加社会の重要性を啓発する。	男女共同参画推進パネル展において周知 平成24年6月13日～19日 文化センター	A	○	○	○	協働推進課
性に関する指導の充実(学校における性教育の充実)(再掲 3-1-①)	性に関する指導の充実	(再掲 3-1-①)						体育課
小中学校における健康教育の充実(再掲 3-1-①)		性に関する指導の推進の事業内で実施している。						体育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

4-2 女性に対する暴力の根絶

4-2-①女性に対する暴力根絶のための意識啓発

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ドメスティック・バイオレンスを防止するための啓発	女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	平成24年11月15日～20日 文化センター	A	○	○	○	協働推進課
セクシュアルハラスメントを防止するための啓発	女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催	(再掲4-2-①)						協働推進課
要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議22回	A				こども課

4-2-②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
暴力被害者の保護・支援	暴力被害者の保護・支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	DV被害者支援のため各課が連携し対応した。職員への、継続した研修が必要	A	○			協働推進課 市民課 こども課
	要保護児童対策地域協議会の充実	(再掲 4-2-①)						こども課
	暴力被害者の相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	県主催のDV被害者支援のための研修に職員が参加し、相談の充実を図り、庁内各課と連携して支援を行った。	A	○			協働推進課 市民課 こども課
	女性相談の実施	(再掲 1-1-②)						協働推進課
相談しやすい体制の整備	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。また、女性が相談しやすいよう、おおむね半数を女性の相談員とする。	女性特有の問題に対応するため、専門の女性相談員による女性相談を開設。他にも、人権相談・市民相談・法律相談等を実施。消費生活相談、行政相談は女性の相談員としている。	A	○	○	○	市民課 協働推進課
DV対策ネットワーク体制の整備	DV対策ネットワーク体制の整備	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、関係各課の連携体制を整備する。	北本市庁内DV対策連携会議を開催。担当者会議については随時開催。	A	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

5 計画の推進

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

5-1-①庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内連携会議を設置。計画について検討。	A	○		○	協働推進課
男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備について検討を行う。	拠点施設に必要な機能等について調査・研究	D				協働推進課
関係機関との連携による苦情処理体制の整備	関係機関との連携による苦情処理体制の整備	苦情処理体制について検討する。	県の苦情処理機関の情報を随時提供。	B	○			協働推進課

5-1-②男女共同参画審議会意見の施策への反映

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画審議会の充実	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	会議を4回開催。第四次男女行動計画の策定にあたり、計画案の諮問・答申を行った。	A	○			協働推進課

5-2 国・県・市民・事業者等との協働

5-2-①国・県・市民・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する図書を購入する。	平成24年度は、男女共同参画に関する本を積極的に購入した。	A	○			中央図書館
国・県との連携	国・県との連携	国県との連携を深める。	国や県の研修や報告会などに参加し、情報交換を行なった。	A	○			協働推進課

5-3 計画の推進の基礎となる取り組みと進行の管理

5-3-①調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	市政情報コーナー及びパネル展等で情報提供を行なった。	A	○	○	○	協働推進課

5-3-②計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画推進施策実施状況の公表	男女共同参画推進施策実施状況の公表	事業の進捗状況を公表する。	第三次男女行動計画進捗状況を取りまとめ公表した。	A	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

資 料

北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されるこ

と。

- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視점에配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはなら

ない。

- 3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第 1 4 条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第 1 5 条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第 1 6 条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第 1 7 条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第 1 8 条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第 1 9 条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 2 0 条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第 2 1 条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第 2 2 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 2 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し、責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日
北本市

平成 25 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成 25 年（2013）11 月発行

【編集・発行】

北本市総合政策部協働推進課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111

FAX 048-592-5997

E-mail a01200@city.kitamoto.saitama.jp